

1 基本的な考え方

(1) 都市計画運用指針等における基本的な考え方（立地適正化計画 P.167）

【都市計画運用指針等における基本的な考え方】

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定するほか、必要な施設を定めることが望ましいものです。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまふ恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。

誘導施設としては、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院や診療所等の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
  - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や商業施設
  - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定めることが考えられます。

(2) 本市に必要な都市機能施設の考え方（立地適正化計画 P.169）

【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- ・本市で安心して健康に住み続けられるよう、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民の「**安心して健やかな生活を支える基盤となる施設**」
- ・市の活力を支える生産年齢世代が安心して働き、子育てするための「**子育て世代のための施設**」
- ・市内外からの交流を促進するとともに地域経済を活性化する「**まちのにぎわいを生み出す施設**」
- ・市民の交流の場となり市民生活を支える基盤となる「**行政施設**」

2 誘導施設の設定（立地適正化計画 P.182）

都市機能誘導区域別の誘導施設の設定の考え方を踏まえ、下表の「」で示す施設を誘導施設に設定します。

表 誘導施設の設定

大区分	小区分	中心拠点	地域拠点						
			八幡地区	国府地区	一宮地区	音羽地区	御津地区	小坂井地区	
安心して健やかな生活を支える基盤となる施設	医療	医療施設 ※1	○	○	○	◇	●	●	◇
		保健センター	○						
	高齢者福祉	地域包括支援センター							
		通所・訪問系高齢者施設	○	○	○	○	◇	○	○
障害者福祉	通所・訪問系障害者福祉施設	○	●	○	○	◇	●	○	
子育て世代のための施設	子育て支援	子育て支援センター	○						
		通所・訪問系障害児福祉施設	○	◇	●	○	●	●	●
		児童館							
		幼稚園、保育所等	○	○	◇	○	◇	○	○
教育	中学校								
	小学校								
まちのにぎわいを生み出す施設	文化	図書館	○			●	◇	◇	○
		公民館、生涯学習会館	○			●	◇	○	○
		文化会館							
		市民館、集会所							
商業	大規模小売店舗（1,000㎡以上）	○	○	○	○	●	●	◇	
	小規模なスーパー等								
金融	銀行、郵便局等								
行政施設	行政	市役所	○						
		支所				○	○	○	○

誘導施設（）の区分

○	維持・拡充施設	：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設
◇	補完施設	：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏(800m圏)にある施設（駅の徒歩圏から無くなった場合は、誘致となります。）
●	誘致施設	：駅の徒歩圏になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設

※1：「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする医療施設を対象とします。

### 3 誘導施設の定義の変更について

#### 【誘導施設の定義（現行計画）】

誘導施設の名称	通所・訪問系障害者福祉施設
現行計画の定義	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条の事業のうち、<u>短期入所及び施設入所支援</u>を除く事業を行う施設。</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条</u></p> <p>・「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービスを行う事業をいう。</p>

誘導施設の名称	幼稚園、保育所等
現行計画の定義	<p>児童福祉法第 39 条、同条の 2、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 2 項から同 7 項に定める施設。</p> <p><u>児童福祉法</u></p> <p><u>第 39 条</u></p> <p>・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が 20 人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。・保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。</p> <p><u>第 39 条の 2</u></p> <p>・幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の幼児に対する教育（教育基本法第 6 条第 1 項 に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。</p> <p><u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条</u></p> <p>2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法第 1 条 に規定する幼稚園をいう。</p> <p>3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法第 39 条第 1 項 に規定する保育所をいう。</p> <p>4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第 59 条第 1 項 に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項 に規定する業務を目的とするものをいう。</p> <p>5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。</p> <p>6 この法律において「認定こども園」とは、次条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設、同条第 9 項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。</p> <p>7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。</p>

#### 【誘導施設の定義（変更案）】

誘導施設の名称	通所・訪問系障害者福祉施設
定義の変更案	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条の事業のうち、施設入所支援を除く事業を行う施設。</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条</u></p> <p>・「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービスを行う事業をいう。</p>

誘導施設の名称	幼稚園、保育所等
定義の変更案	<p>学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を除く事業を行う施設。</p> <p><u>児童福祉法第 24 条第 2 項</u></p> <p>・市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p>



(参考資料) その他の誘導施設の定義 (立地適正化計画 用語集より) ※誘導施設の掲載順

**医療施設**

医療法第 1 条の 5 に定める施設。

医療法第 1 条の 5

- ・「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- ・「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

**保健センター**

市民の健康の保持及び増進を図るための施設。(豊川市保健センター条例に定める施設と同等の施設)

**通所・訪問系高齢者施設**

老人福祉法第 5 条の 2 の事業のうち老人短期入所事業を除く事業を行う施設。

老人福祉法第 5 条の 2

- ・「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

**子育て支援センター**

子育て支援の推進を図り、もって児童の健全な育成に資する施設。(豊川市子育て支援センター条例に定める施設と同等の施設)

**通所・訪問系障害児福祉施設**

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 ②から⑥に定める施設。

児童福祉法第 6 条の 2 の 2

- ②この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- ③この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。
- ④この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法第 1 条 に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

⑤この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

⑥この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

**図書館**

図書館法第 2 条に定める施設。

図書館法第 2 条

- ・「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

**公民館**

社会教育法第 20 条に規定する目的を持ち、同法 21 条に規定する設置者が設置する施設。

社会教育法

第 20 条

- ・公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 21 条

- ・公民館は、市町村が設置する。
- ・前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。
- ・公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

**生涯学習会館**

社会教育法第 20 条に規定する目的を持ち、同法 21 条に規定する設置者が設置する施設。

社会教育法

第 20 条

- ・公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 21 条

- ・公民館は、市町村が設置する。
- ・前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。
- ・公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

## **大規模小売店舗**

大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設。

### 大規模小売店舗立地法

#### 第2条

- ・「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- ・「大規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第1項又は第2項の基準面積を超えるものをいう。

#### 第3条1項

- ・基準面積は、政令で定める。

#### 大規模小売店舗立地法施行令第2条

- ・法第3条第1項の政令で定める面積は、1,000㎡とする。

## **市役所**

地方自治法第4条、豊川市役所の位置を定める条例に定める施設。

### 地方自治法第4条

- ・地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない

## **支所**

地方自治法第155条、豊川市支所設置条例に定める施設。

### 地方自治法第155条

- ・普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。